平成２２年（フ）第１４号
青森県弘前市大字鬼沢字菖蒲沢93番地２
債務者　奈良　文博
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１８２７号
埼玉県加須市大字礼羽481番地２　ベルハウスＢ―102
債務者　白川　長美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
埼玉県鳩ヶ谷市南１丁目22番１号　松本ビル302号
債務者　北條　好美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
埼玉県蕨市北町１丁目24番12号　金井塚荘202号
債務者　渡部　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
埼玉県志木市柏町２丁目24番11号　ヴィラ柏101号
債務者　奈良岡友恵（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
埼玉県上尾市大字上尾下1049番地１　ミューアダマスグランテ105
債務者　近澤　雅重
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
埼玉県上尾市大字上尾下1049番地１　ミューアダマスグランテ105
債務者　近澤千鶴子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
埼玉県朝霞市宮戸２丁目15番64号　メゾン豊明101
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
埼玉県上尾市井戸木２丁目35番地46、旧住所さいたま市南区曲本３丁目11番６号　アミューズＡ101
債務者　永井千香子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
埼玉県上尾市泉台２丁目21番地39
債務者　西原　　功
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
埼玉県戸田市川岸２丁目１番15―704号
債務者　福田　清隆
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
神奈川県横須賀市馬堀町２丁目27番８号
債務者　新井　和美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３５６号
神奈川県横須賀市吉井４丁目25番１―301号
債務者　大鷹　知士
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３５７号
神奈川県横須賀市吉井４丁目25番１―301号
債務者　大鷹　典子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６号
神奈川県横須賀市長井６丁目４番23号
債務者　小川　倶暉
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第７号
神奈川県横須賀市長井６丁目４番23号
債務者　小川　和枝
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２４号
神奈川県横須賀市林５丁目９番８号
債務者　杉本　保則
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第７７２号
奈良県大和郡山市西田中町118番地１　８号
債務者　阪田　佳二
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所